

三年 以上	一〇五〇日分	一二〇日分
二年半 以上	九〇日分	全上
二年 以上	七五日分	九〇日分
一年半 以上	六〇日分	全上
一年 以上	四五日分	全上
九ヶ月 以上	三〇日分	全上
同 以下	二〇日分	全上
六ヶ月 以上	全上	六〇日分
以下	全上	三〇日分

中村常務は自己の案にして社長の容るるところとならんか、誓て圓滿に整理を行ふべしと聲言したるも社長は之を採用せずたゞ九ヶ月以上三十日分以下二十日分とある自案を一年未満三十日と訂正せるに過ぎざりき、中村常務案と社長案は約三千五百圓の相違あり。

### △遂に争議。組合の飛檄

争議顛末を述べ諸兄に檄す (原文の儘)

本會社に於て去る十一月突然會社側は不法にも終業の通知を爲し同拾時參拾分より同會社食堂に一同を參集せしめ社長中村愛作氏より經濟界不況の爲め此儘事業を継続するは不可能にして事業縮少し其の結果工手百三十四名中九拾名を解雇し解雇者には此の現在の不景氣にて就職困難なる今日取るに足らぬ僅少の手當を支給する旨云渡し從業者には工場閉鎖を以て威嚇せんとしたり

茲に於て東京鐵工組合日鐵支部に全部籍を有する職工は昨年下半年の不況時代に於て株主に對し壹割貳分の配當を爲し拂込金額の三倍以上の財産を有す。然して昨年十一月會社が不況に陥りし際會社運命を共にすとの決議をなし其の意味に於て從來の請負制度を全廢し且つ從業員相互扶助を目的とし全員平等の常備制度に改め此の制度を本年三月末迄實行する事を保證したり然るに其實行の日尙淺きに不拘ず殘忍、横暴なる資本主義本質を以て前述の解雇をせんとせり茲に於て我々は會社側の提案を不當とし直に委員を選出し會社重役に面會の上次の三ヶ條を提出せり。

第一條 解雇工手に對しては各自日給の百八拾日分の手當を支給する事、但し勤続年限に對する慰勞として會社は隨意により多少を支給する事

第二條 再び工手を雇入れの場合には從來使用の工手を雇入れ外來の工手の雇入れを禁ずる事

第三條 會社は團結權を認め此問題に對しては最後迄會社對組合の問題とする事

尙口頭を以て交渉期間として十五日迄を公休とし従前通りの日給を支給せられん事を申出交渉の結果に對し會社は此申出及提案第二條第三條は即時承認し工手側提出の主要問題たる第一條の解答を避けたり、茲に於て工手側は十二日より毎日午前九時より會社内食堂に參集し我々工手側の死活問題たる第一條の貫徹の爲め飽迄對抗する事に決せり若し會社側にして頑迷なる態度に出でんか労働組合として最も進取的にして強固なる運動を開始し人道上救へ難き慘忍横暴なる會社と戦闘し事件貫徹する迄結束を固め貫徹せざれば戦に死す迄奮闘する事に決せり。

親愛なる労働者諸兄よ、日本の人口、否世界の人口の殆ど全部は労働者である、然して世界の全財産は我々労働者の血と汗とに依つて作られたるものである——然るに今や資本主義經濟組織の一大缺陷に依て襲來せる不景氣に際し慘忍横暴なる資本家は我々生産者たる労働の併し尊き人命を奮はんとして居る——慘忍横暴なる資本家をして我々労働者の正義の前に屈伏せしむるには唯團結の威力あるのみ——醒めよ労働者——起てよ労働者——

一月拾四日

東京鐵工組合